平成２４年（フ）第２３０８号
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目22番17―101号
破産者　大須賀英世
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６０号
神奈川県大和市深見3877番地10
破産者　金丸　尚美（旧姓内藤）
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９０号
神奈川県厚木市林２丁目26番48号　滝田方、住民票上の住所神奈川県厚木市寿町３丁目９番６号　サンハイム102
破産者　家田　恭一
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４９号
新潟市東区牡丹山５丁目17番13号
破産者　小柴　幸子
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１号
長野県飯田市鼎一色22番地１
破産者　朝本俊広こと　李　　俊広
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第３１号
和歌山県田辺市天神崎35番30―103号
破産者　喫茶バンカこと　森　　浩已
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３３号
和歌山県東牟婁郡串本町潮岬3558番地の１
破産者　辻　八重子
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１２７号
鳥取県鳥取市国府町三代寺746番地１　いちごハウスα103号
破産者　三浦　利和
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２７３号
広島県廿日市市平良山手７番14―204号
破産者　畑本　和夫
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５１号
広島市東区牛田東２丁目８番12―202号、申立時の住所広島市安佐南区西原２丁目26番35―302号　コーポ西原
破産者　佐藤　隆司
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１号
愛媛県西条市神拝甲355番地１　マルイカトレア1003号、前住所愛媛県西条市明屋敷362番地１
破産者　阿蘇　美子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４２号
愛媛県西条市周布1293番地６、前住所愛媛県東予市周布1293番地の１
破産者　髙橋　　誠
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第７９号
福岡県筑後市大字山ノ井416番地３
破産者　下川　雄二
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４０３号
群馬県前橋市幸塚町53番地４
破産者　相京　　要
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９４０号
福岡市博多区博多駅東２丁目４番17号
破産者　有限会社ＮＣマテリアル
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５５号
福岡市博多区千代５丁目３番30号
破産者　九州金物株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５４７号
栃木県小山市大字白鳥1306番地
破産者　有限会社小林組
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６１号
栃木県宇都宮市下岡本町2114番地11、開始決定時住所栃木県宇都宮市砥上町331番地14　中山コーポ１号棟101号室
破産者　篠﨑八十二
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９１号
栃木県足利市新宿町780番地
破産者　サンイースト株式会社
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部